

千葉県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第30号

千葉県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部
を改正する規則

千葉県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年
千葉県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「入院（）」を「入院措置（）」に改める。

第9条中「第33条第6項」を「第33条第5項」に、「特定医師に
よる医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第
4項）の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入院者（第33
条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）の入院届及び記録」に
改める。

第10条中「又は第3項」を「又は第2項」に、「措置」を「入院措
置」に、「同条第4項後段」を「同条第3項後段」に、「特定医師によ
る医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4
項（様式第8号））の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入
院者（第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）の入院届
及び記録（様式第8号）」に改める。

様式第2号中「印」を削り、「第33条第1項・第4項入院」、「第
33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第
33条第2項・第3項入院」に改める。

様式第4号及び様式第7号中「㊟」を削る。

様式第8号中「印」を削り、「第33条第1項・第4項又は第33条
第3項・第4項」を「第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第
3項」に改める。

様式第9号中「印」を削り、「第33条第1項・第4項入院」、「第
33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第
33条第2項・第3項入院」に改める。

様式第10号中「㊟」を削り、「第3項」を「第2項」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「㊟」を削る。

様式第13号及び様式第14号中「管理者名 印」を
「管理者名 」に、「第33条第1項・第4項入院」、

「第 3 3 条第 3 項・第 4 項入院」を「第 3 3 条第 1 項・第 3 項入院」、
「第 3 3 条第 2 項・第 3 項入院」に改める。

様式第 1 5 号から様式第 1 8 号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。